

## 忍野村再配達削減推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物流業界の働き方改革に対応した消費者の行動変容を促進し、再配達の削減による事業者の負担や村民の消費生活の利便性向上を図るため、宅配ボックスの設置に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて、忍野村補助金等交付規則（昭和54年11月21日規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象となる宅配ボックス（以下「補助対象宅配ボックス」という。）は、鍵又はダイヤル錠等による盗難防止機能を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宅配物の受取を目的とした製品であること（リース、レンタル品又は自作のものを除く。）
- (2) 令和7年4月1日以降に購入されたものであること
- (3) 戸建住宅又は集合住宅で使用されるものであること

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の申請日において、本村に住所を有し、自ら居住する住宅に補助対象宅配ボックスを設置した者
- (2) 補助対象宅配ボックスを設置する敷地又は住宅が自ら所有するものでない場合においては、その所有者等から設置の同意が得られている者
- (3) 補助対象宅配ボックスについて、国、本村又は他の地方公共団体等から購入に係る費用の補助を受けていない者
- (4) 村税等を滞納していない者
- (5) 忍野村暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員等でない者

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱による補助を受けた者（当該補助を受けた者と同一の世帯に属する者を含む。）は、新たにこの要綱による補助を受けることができない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象宅配ボックスの購入費用（消費税及び地方消費税相当分を除く。）とする。

ただし、設置費、運搬費及び工事費等を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、1万円を上限とする。

(申請受付期間)

第6条 補助金の申請の受付期間は、村長の指定する期間とする。

(交付申請及び報告等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、忍野村再配達削減推進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象宅配ボックス購入に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象宅配ボックスの設置を確認できる写真
- (3) 申請者の振込先口座の情報が分かるものの写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は忍野村再配達削減推進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請した者に通知するものとする。

2 村長は、補助金の交付を決定した場合は、申請のあった口座に振り込むものとする。ただし、村長が特に事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の返還)

第9条 村長は、虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第10条 本補助事業により取得した5万円（消費税及び地方消費税相当分を除く。）を超える宅配ボックスについては、金属製のものは3年、その他のものは2年を経

過するまでは、村長の承認を受けないで、補助金の交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならない。

2 前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 村長は、前項の承認をする場合は、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

（補助金に関する周知）

第11条 村長は、事業の実施に当たり、補助金対象者の要件、申請の方法、申請受付期間等の事業の概要について、広報紙その他の方法により村民への周知に努めるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、村長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱失効後もなおその効力を有する。